

健感発 0411 第 5 号  
平成 30 年 4 月 11 日

各 ( 都道府県  
保健所設置市  
特別区 ) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

麻疹発生報告数の増加に伴う注意喚起について (協力依頼)

麻疹については、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

今般、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻疹患者数の増加が報告されていることを受けて、国立感染症研究所感染症疫学センターにより、別紙「沖縄県における麻疹患者の発生状況について」(平成 30 年 4 月 9 日)が公表されました。(※)

今後、広範な地域において麻疹患者が発生し、貴管内の医療機関を受診する可能性がありますので、貴自治体におかれましても、貴管内の医療機関に対し、下記について広く周知していただきますようお願いいたします。

(※) 沖縄県における麻疹患者の状況

- ・ 平成 30 年 3 月 20 日、沖縄県内で旅行客が麻疹と診断され、当該患者と接触歴のあった者や同じ施設を利用した者を中心に、沖縄県内で麻疹患者の発生が続いている。
- ・ 二次感染例が沖縄県内の広範囲において報告されていることから、今後、沖縄県外においても麻疹患者が発生する可能性がある。

記

- 1 発熱や麻疹を呈する患者を診察した際は、麻疹の可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻疹の罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻疹を意識した診療を行うこと
- 2 麻疹と診断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 12 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事等へ速やかに届け出るとともに、麻疹の感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること

別紙:「沖縄県における麻疹患者の発生状況について」(平成 30 年 4 月 9 日)

国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/id/655-disease-based/ma/measles/idsc/7955-measles20180409.html>

参考:麻疹とは(厚生労働省)

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kanenshou/measles/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kanenshou/measles/index.html)

5. 国立感染症研究所. 学校における麻疹対策ガイドライン 第二版

[https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/school\\_201802.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/school_201802.pdf)



健感発0426第1号  
平成30年4月26日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（公 印 省 略）

### 麻疹対策の更なる徹底について（協力依頼）

麻疹については、平成27年3月27日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

本年4月11日、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻疹患者数の増加が報告されていることを受けて、他の都道府県等への感染拡大が予想されたため、「麻疹発生報告の増加に伴う注意喚起（平成30年4月11日厚生労働省結核感染症課長通知）」において、注意喚起を依頼しているところです。その後、沖縄県内で感染した方が、他県において発症している状況です。

今後、ゴールデンウィークもあり、国内・海外の旅行等により、人の移動が活発化する時期でありますので、貴自治体におかれましても、貴管内の医療機関に対し、下記について改めて広く周知していただき、更なる麻疹対策の徹底をお願いいたします。

### 記

- 1 発熱や発疹を呈する患者を診察した際は、麻疹の可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻疹の罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻疹を意識した診療を行うこと
- 2 麻疹と診断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定に基づき、都道府県知事等へ速やかに届け出るとともに、麻疹の感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること

参考：麻疹とは（厚生労働省）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kanenshou/measles/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kanenshou/measles/index.html)



平成30年4月26日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

健康局結核感染症課

麻しん患者報告数の増加に伴う海外渡航者への注意喚起について

（協力依頼）

麻しんについては、平成27年3月27日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

本年4月11日、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻しん患者数の増加が報告されていることを受けて、他の都道府県等への感染拡大が予想されたため、「麻しん発生報告の増加に伴う注意喚起（平成30年4月11日厚生労働省結核感染症課長通知）」において、注意喚起を依頼しているところです。その後、沖縄県内で感染した方が、他県において発症している状況です。

今後、ゴールデンウィークもあり、国内・海外の旅行等により、人の移動が活発化する時期でありますので、海外渡航者への注意喚起のため、別添のとおりリーフレットを作成いたしました。

貴自治体におかれましては、海外渡航者に対して、以下の2点について広く周知いただきますようお願いいたします。

1. 麻しんにかかったことが明らかでない場合、渡航前には、麻しんの予防接種歴を母子健康手帳などで確認し（※）、2回接種していない場合は予防接種を検討すること  
※麻しんの既往歴や予防接種歴が不明の場合は抗体検査を検討すること
2. 帰国後には、2週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意すること

別添1：麻しんリーフレット（出国前の注意事項）

別添2：麻しんリーフレット（帰国後の注意事項）

参考

- ・厚生労働省 ゴールデンウィークにおける海外での感染症予防について

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/travel-kansenshou.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/travel-kansenshou.html)

- ・渡航者向けの麻しんの予防啓発活動に「マジンガーZ」を起用

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172672.html>



ま  
「麻しん（はしか）」は  
世界で流行している感染症です。

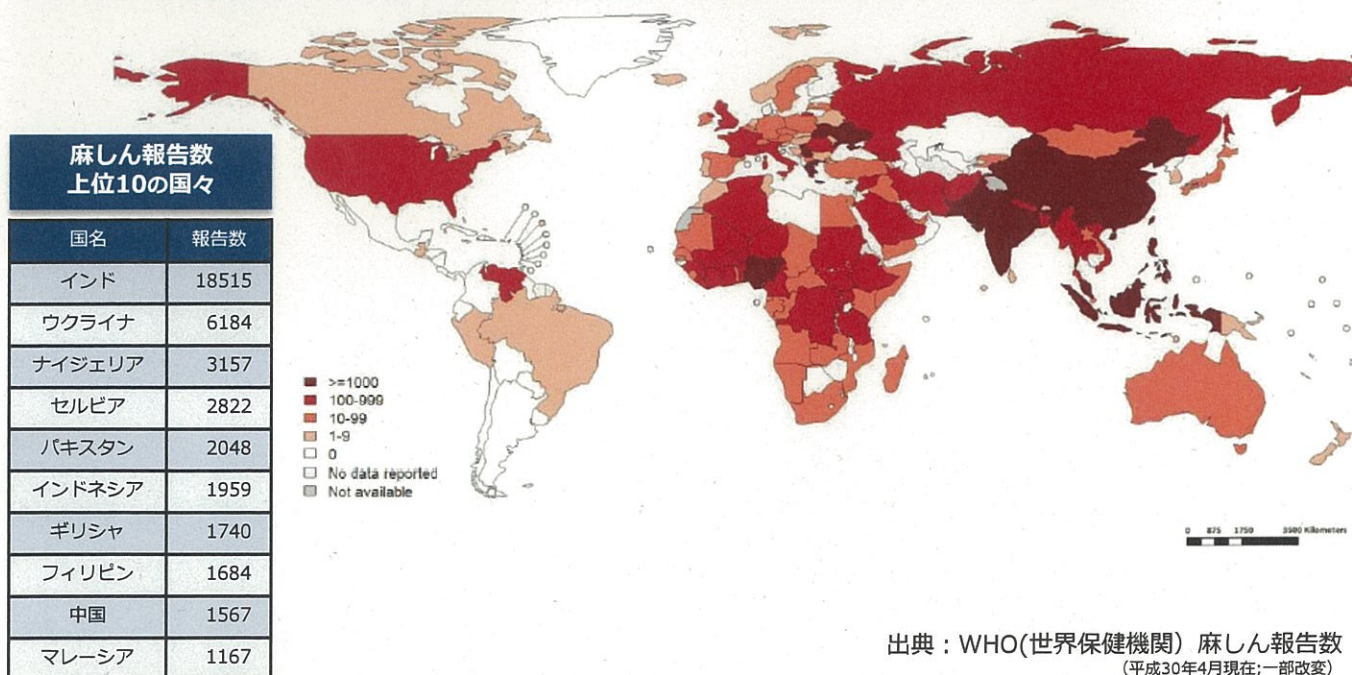
海外に行く方で、麻しん（はしか）にかかったことが明らかでない場合

海外に行く前に

- 麻しんの予防接種歴を母子健康手帳などで確認しましょう
- 2回接種していない方は、予防接種を検討してください

(麻しんにかかったかどうかや予防接種歴が不明の場合は抗体検査を検討してください)

世界における麻しんの発生状況  
(平成29年9月～平成30年2月)



出典：WHO(世界保健機関) 麻しん報告数  
(平成30年4月現在;一部改変)

詳しくは  
こちら

🔍 麻しんについて 厚労省 検索

厚生労働省

麻しんについて ▶





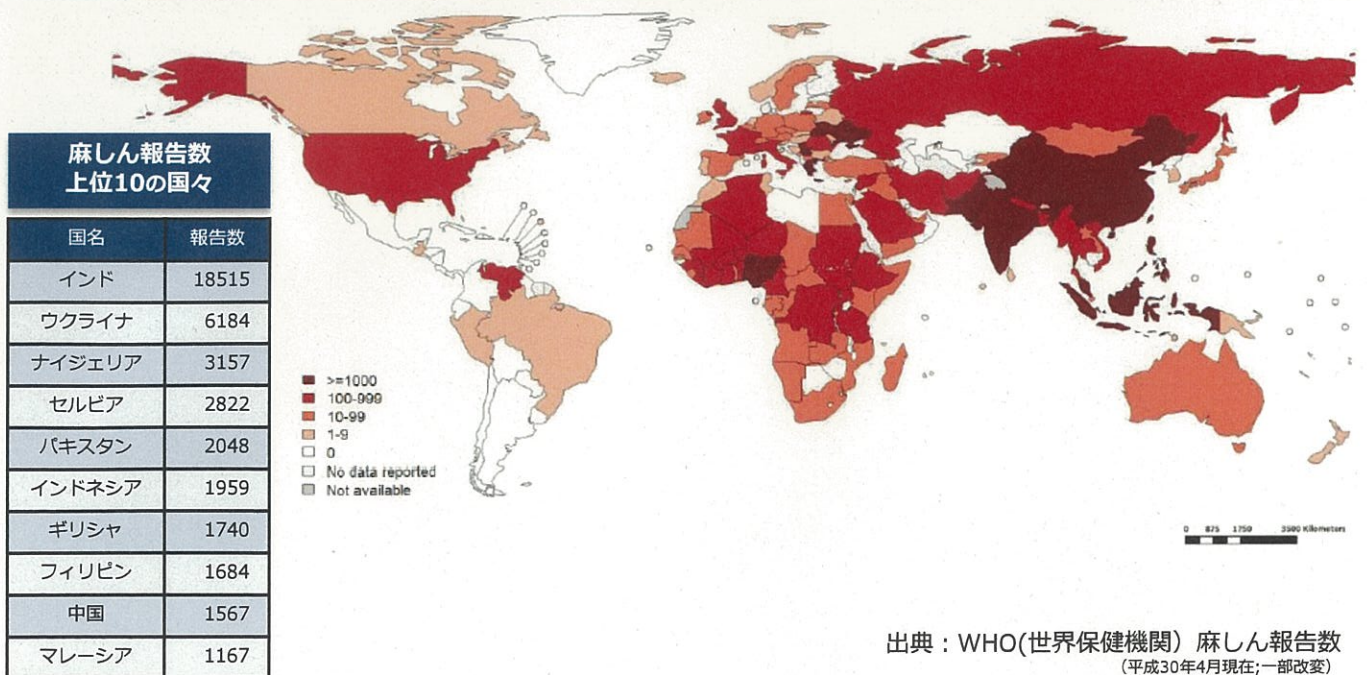
ま  
「麻しん（はしか）」は  
世界で流行している感染症です。

海外に行った方で、麻しん（はしか）にかかったことが明らかでない場合

帰国した後に

- ☑ 帰国後2週間程度は健康状態（特に、高い熱や全身の発しん、せき、鼻水、目の充血などの症状）に注意しましょう

世界における麻しんの発生状況  
(平成29年9月～平成30年2月)



詳しくは  
こちら

🔍 麻しんについて 厚労省 検索

厚生労働省

麻しんについて ▶

